

議題(1) 既設認可保育所の利用定員の変更に 係る意見聴取について

第4回子ども・子育て支援会議

利用定員の変更について

下記2施設より、令和5年度の入所状況を踏まえ利用定員変更の申請がありました。
利用定員の変更にあたり、子ども・子育て支援会議にて意見を伺います。

令和5年4月より利用定員の変更を予定している施設

- ①スクルドエンジェル保育園神納園（令和3年10月開園）
- ②クニナ袖ヶ浦保育園（令和4年4月開園）

①スクルドエンジェル保育園神納園の利用定員の変更申請内容 (単位：人)

年齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可定員		6	11	11	14	14	14	70
利用定員	現在	6	11	11	14	14	4	60
	変更後	6	11	11	14	14	14	70
令和5年4月利用人数 (※見込み)		6	11	11	18	18	15	79

※見込みは2月時点での入所調整結果によるものです。

令和3年10月に開園した施設であり、開園時は4・5歳児の入園申込数が少ない状況を踏まえた利用定員の設定をしておりましたが、4月に年度が替わり4歳児が5歳児に繰り上がることから、利用実態にあわせて利用定員を変更しようとするものです。

②クニナ袖ヶ浦保育園の利用定員の変更申請内容 （単位：人）

年齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可定員		9	22	24	25	25	25	130
利用定員	現在	9	22	24	25	<u>8</u>	<u>2</u>	<u>90</u>
	変更後	9	22	24	25	<u>25</u>	<u>15</u>	<u>120</u>
令和5年4月利用人数 (見込み)		6	21	24	25	24	12	112

※見込みは2月時点での入所調整結果によるものです。

令和4年4月に開園した施設であり、開園時は4・5歳児の入園申込数が少ない状況を踏まえた利用定員の設定をしておりましたが、4月に年度が替わり3歳児が4歳児に繰り上がることから、利用実態にあわせて利用定員を変更しようとするものです。

補足説明事項

① 利用定員の設定方針

- 利用定員は認可定員と一致することが原則となります。
- ただし、利用者が恒常的に認可定員を下回るが見込まれる場合などは、当該施設の今後の利用者数の見込みや事業者の意向等を考慮し、利用定員を設定します。

② 利用定員と給付費の関係について

私立の認可保育所や小規模保育事業所等については、利用児童数に応じて市から給付費（委託費）が支払われます。この給付費の算定基礎となる利用児童数一人あたりの単価については、実際の利用人数ではなく利用定員数に応じて設定されており、利用定員が多くなるほど一人あたりの単価が下がっていく計算方法となっております。このため、適正な給付を行うために、利用実態に合わせて利用定員を設定する必要があります。

補足説明事項

③ 他の既設園の利用定員の設定状況について

市内認可保育所・家庭的保育事業所等の利用定員につきましては、今回申請のありました「スクルドエンジェル保育園神納園」、「クニナ袖ヶ浦保育園」を除き、認可定員と利用定員が同数となっております。

④ 認可定員以上の児童の入園について

認可保育所等での児童の入園については、認可定員の範囲内において行われることが原則となっております。しかし、待機児童の解消等を目的として、施設の設備や保育士数等が認可基準を満たしている範囲内において、短期間の「弾力的な運用」として認可定員を超えた受け入れが認められています。

審議事項 利用定員の変更について

【利用定員の変更に対する市の考え】

⇒利用定員の設定方針及び以下の点を踏まえ、
事業者の申請どおりに利用定員を設定する

- ①当該施設が市の確認基準を満たす施設であること
- ②利用定員の変更内容が施設の利用実態に即した内容であること

一般的に4・5歳児クラスの児童の大半は、同じ保育所内での持ち上がりの児童であるが、新規開設の場合は持ち上がりの児童がいないため、開園後数年かけて4・5歳児クラスの入園児童が増えていくのが実態です。